**申請書へのマイナンバー（個人番号）の記入について**

平成２８年１月よりマイナンバーの利用が始まり、住宅改修の申請書にもマイナンバーを記載していただくことになりました。

つきましては、受付の際には申請書と一緒に下記の書類が必要となりますのでよろしくお願いします。

【本人が申請する場合】

（１）マイナンバーが分かる物（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）

＊郵送の場合はマイナンバーが分かる物の写し。

＊通知カードは記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致してい

るもの。

（２）本人確認書類（①または②）

①マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳等、官公署が発行・発給した書類で写真表示があり、氏名、住所または生年月日が記載されたもの

１点

②公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、年金手帳等、官公署が発行・発給した書類で、氏名、住所または生年月日が記載されたもの２点

＊郵送の場合は①または②の写し

【代理人が申請する場合】

（１）本人のマイナンバーが分かる物（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）

＊郵送の場合はマイナンバーが分かる物の写し。

＊通知カードは記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致してい

るもの。

（２）委任状または本人の介護保険被保険者証等

（３）代理人の本人確認書類（①または②）

①マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳等、官公署が発行・発給した書類で写真表示があり、氏名、住所または生年月日が記載されたもの

１点

②公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、年金手帳等、官公署が発行・発給した書類で、氏名、住所または生年月日が記載されたもの２点

＊郵送の場合は①または②の写し

※本人または代理人どちらの申請の場合でも（１）について紛失等でコピーの添付が難しい場合は委任状等の余白に「マイナンバーについては井原市で調査してもかまいません」と記入して頂ければこちらでお調べします。また、マイナンバーの記入や確認書類の提出を拒否する場合も、その旨を委任状等の余白にご記入ください。